公示第　　４４　号

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第４２条第２項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第３項の規定により公告する。

令和８年２月９日

名 古 屋 税 関 長　　奈 良 井　功

記

１　被許可者の住所及び名称

愛知県半田市瑞穂町五丁目６番地の１２
株式会社向洋工産

２　保税蔵置場の名称及び所在地

株式会社向洋工産東浜倉庫　保税蔵置場

愛知県半田市東浜町二丁目７２番地１
愛知県半田市東浜町二丁目７３番地１
愛知県半田市東浜町二丁目７３番地２
愛知県半田市東浜町二丁目７３番地４
愛知県半田市東浜町二丁目７５番地１
愛知県半田市東浜町二丁目７７番地１
愛知県半田市東浜町二丁目７８番地３
愛知県半田市東浜町二丁目９４番地１
愛知県半田市東浜町二丁目９４番地４

３　更新した期間

自　　令和８年３月１日

至　　令和１４年２月２９日